

令和4年10月1日

最低制限価格制度の改正について

令和4年3月4日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されたことに伴い、本市の「建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」を改正します。

1. 算定式の見直し

【算定式】

〔従 来〕		〔改正後〕
直接工事費	× 97%	直接工事費 × 97%
共通仮設費	× 90%	共通仮設費 × 90%
現場管理費	× 90%	現場管理費 × 90%
<u>一般管理費等</u>	<u>× 55%</u>	<u>一般管理費等</u> × 68%

【範 囲】

予定価格の 7.5/10 から 9.2/10

2. 実施時期

改定後の算定式については、令和4年10月1日以降、公告または指名通知するものから適用する。